

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う  
地区計画の変更案について

1 地区計画の種類・名称

東京都市計画防災街区整備地区計画

南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画変更（案）について・別紙1-1  
東京都市計画地区計画 南台四丁目地区地区計画変更（案）について・別紙1-2

2 変更理由

上記2地区の地区計画では、地区整備計画に定める建築物の用途の制限において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下、「風営法」という。）第2条第1項に示された風俗営業の一部を規制している区域がある。

平成27年6月24日に風営法の一部が改正され（平成28年6月23日施行）、客にダンスをさせる営業の一部が風俗営業から除外される等の変更がなされ、風営法第2条第1項各号について号ずれ等が生じた。

については、風俗営業の対象から除外されるものは、上記2地区の地区計画の建築物の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため、所要の変更を行う。

3 原案から案への作成あたり修正した箇所

変更前	原案	案
「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」 <u>第2条第1項第5号から第8号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物</u> （以下、略）	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」 <u>第2条第1項第2号、第3号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物</u> （以下、略）	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」 <u>第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物</u> （以下、略）

4 これまでの主な経緯と今後の予定

2016年7月5日～7月19日 地区計画変更原案の公告・縦覧

図書の縦覧者：0名

～7月26日 意見書収集

意見書の提出者：0名

9月下旬～10月上旬 地区計画変更案の公告・縦覧、意見書収集

10月下旬～11月上旬 中野区都市計画審議会（諮問）

11月中旬 都市計画決定・告示

# 地区計画の変更（案）

南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画

# 都 市 計 画 の 案 の 理 由 書

## 1 種類・名称

東京都市計画防災街区整備地区計画 南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画

## 2 理 由

本地区計画は、東京都の広域避難場所に指定された東京大学教育学部附属中・高等学校等を中心とした防災拠点の形成を目指し、道路や公園等の公共施設の整備と地区特性に応じた建築物等の制限により、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、「安心して住み続けられるまち」の形成と維持増進を図ることを目的として、平成12年に都市計画決定された。

本地区計画では、特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画に定める建築物の用途の制限において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下、「風営法」という。）第2条第1項に基づく風俗営業を規制している。

平成27年6月24日に風営法の一部が改正（平成28年6月23日施行）され、客にダンスをさせる営業の一部が風俗営業から除外される等の変更がなされ、風営法第2条第1項各号について号ずれ等が生じた。

そこで、風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の建築物の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため、所要の変更を行うものである。

## 東京都市計画防災街区整備地区計画の変更（中野区決定）

都市計画南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画を次のように変更する。

名 称	南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画
位 置 ※	中野区南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、弥生町一丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目及び弥生町五丁目各地内
面 積 ※	約25.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	防災街区整備地区計画の目標 本計画は、東京都の広域避難場所に指定された東京大学教育学部附属中・高等学校等を中心とした防災拠点の形成を目指し、道路や公園等の公共施設の整備と地区特性に応じた建築物等の制限により、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、「安心して住み続けられるまち」の形成と維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用に関する基本方針 「安心して住み続けられるまち」の形成を図るため、土地利用の方針を次のように定める。 1 区内の骨格道路である中野通り、方南通り沿道では、延焼遮断帯としての機能の強化を図るため、建物の耐火化を進めるとともに、土地の高度利用を図る。 2 近隣商業地区については、商業、業務と住宅との調和がとれた快適な商店街の形成を目指す。 3 住宅地区については、戸建住宅と集合住宅を主体とした中低層住宅地とし、道路、公園及び広場等のオープンスペースの確保を図る。 4 住宅地区のうち東京大学教育学部附属中・高等学校周辺の住宅市街地については、広域避難場所としての安全性の向上を図るため、道路基盤の整備と合わせ、共同化・協調化の積極的な推進により耐火化を誘導し、中低層住宅地として整備する。 5 災害時の延焼防止及び避難の安全性確保の機能を確保すべき主要な道路、公園等の中で、特に建築物等と一体的に整備をすべきものについては、特定地区防災施設とし、防災機能の維持、向上を図る。
	地区施設及び地区防災施設の整備の方針 災害時の安全性確保及び良好な住環境の形成を図るに当たって基本となる道路、公園等について次の方針により整備する。 1 災害時の避難、消防、救援活動等の機能強化及び良好な住環境の形成を図るため、道路基盤のネットワーク化を図る。また、整備に当たっては歩行者が安心して歩ける生活道路として整備する。 2 ゆとりある日常生活や円滑な消防活動に資するため、公園、広場等を整備する。 3 災害時の延焼防止及び避難の安全性の確保の観点から主要な道路、公園については、地区防災施設とする。また災害時の地区内外からの避難経路の確保及び市街地特性から特に延焼防止機能等を強化すべき地区防災施設である道路については、特定地区防災施設として沿道建築物等と一体的に整備する。 4 広域避難場所の防災機能の向上及び円滑な消防活動等に資するため、同敷地内の樹木の防災機能に十分配慮し、広域避難場所内にみどりあふれる防災公園を整備する。

	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成を図るとともに防災機能の向上を図るため、地区の特性に応じた建築物等に関する制限を次のように定める。 1 近隣商業地区においては、良好な商店街形成のため建築物の用途の制限を行う。 2 住宅地区においては、敷地の細分化による居住環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。また、良好な相隣関係の維持の観点から、隣地境界線までの壁面の位置の制限を行う。 3 災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀等を制限するとともに、うるおいのあるまちをつくるため、垣またはさくの構造の制限を定め、生け垣化を推進する。							
地区的区域 防災施設	種類	名 称	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	備 考			
	道路	地区集散道路第2号 ※	12	約 80	約 960	拡 幅			
		区画道路第8号	6	約310	約1, 860	拡 幅			
		計	約0. 3 h a						
特定施設の区域 防災	種類	名 称	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	備 考			
	道路	地区集散道路第2号 ※	12	約 80	約 960	拡 幅			
		区画道路第8号	6	約310	約1, 860	拡 幅			
		計	約0. 3 h a						
特定建築物地区整備計画	位置	中野区南台一丁目、南台二丁目各地内							
	面積	約1. 5 h a							
	建築物等に関する事項	建築物の構造に関する防火上必要な制限	特定地区防災施設に接する敷地で特定建築物地区整備計画区域内に建築する建築物に関して、次の1及び2に掲げる構造であること。 1 耐火建築物又は準耐火建築物とすること。 2 特定地区防災施設から高さ5メートル未満の範囲が空隙のない壁を設ける等防火上有効な構造であること。						
		建築物の間口率の最低限度	特定地区防災施設に接する敷地で特定建築物地区整備計画区域内に建築する建築物の間口率の最低限度は10分の7とする。						
		建築物等の高さの最低限度	特定地区防災施設に接する敷地で特定建築物地区整備計画区域内に建築する建築物の各部分の特定地区防災施設からの高さの最低限度は5メートルとする。						
		建築物の用途の制限 ※	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第2号から第5号までに掲げ						

			る風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。											
	壁面の位置の制限		建築物の壁又はこれに代わる柱から、この防災街区整備地区計画による地区集散道路及び区画道路の中心線までの距離は、次の各号によらなければならない。 (1) 地区集散道路第2号は、6メートル以上 (2) 区画道路第6、7、8、10、11号は、3メートル以上											
	垣又はさくの構造の制限		道路に面する側の垣又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。ただし、道路面から高さ60センチメートル以内のブロック塀又はこれに類するもの、門柱及び門柱に接続する長さが1メートル20センチメートル以下のブロック塀等はこの限りではない。											
位置		中野区南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、弥生町一丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目及び弥生町五丁目各地内												
面積		約25.5ha												
防災街区整備地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅員 (m)	延長 (m)	備考	名 称	幅員 (m)	延長 (m)	備考				
			地区集散道路第1号※	9.5m	約280m	拡幅	区画道路第7号	6m	約310m	拡幅				
			区画道路第1号	6m	約110m	拡幅	区画道路第9号	6m	約230m	拡幅				
			区画道路第2号	6m	約120m	新設	区画道路第10号	6m	約400m	拡幅				
			区画道路第3号	6m	約100m	拡幅	区画道路第11号	6m	約180m	拡幅				
			区画道路第4号	6m	約190m	拡幅(一部新設)	区画道路第12号	6m	約170m	拡幅				
			区画道路第5号	6m	約120m	拡幅(一部新設)	区画道路第13号	6m	約160m	拡幅				
	公園		名 称	規 模		備考	名 称	規 模		備考				
			公園第1号	約518m <sup>2</sup>		既設	公園第2号	約296m <sup>2</sup>		既設				
	地区の細区分	名 称	近隣商業地区				住宅地区							
		面 積	約8.2ha				約17.3ha							

防災街区整備地区整備計画	(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く) 建築物等に関する事項	建築物の用途の制限 ※	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	_____
		建築物の敷地面積の最低限度	_____	60 m <sup>2</sup>  ただし、次の各号の一に該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。 1 建築物の敷地として現に使用されている土地 2 所有权その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地 3 地区施設の整備に係る土地 4 その他区長が公益上やむを得ないと認めた土地
		壁面の位置の制限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱から、この防災街区整備地区計画による地区集散道路及び区画道路の中心線までの距離は、次の各号によらなければならない。 (1) 地区集散道路第1号は、4.75メートル以上 (2) 区画道路各号は、3メートル以上 2 住宅地区においては、建築物の壁又はこれに代わる柱から隣地境界線までの距離は50センチメートル以上としなければならない。	_____
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する側の垣又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。ただし、道路面から高さ60センチメートル以内のブロック塀又はこれに類するもの、門柱及び門柱に接続する長さが1メートル20センチメートル以下のブロック塀等はこの限りではない。	_____

※は都知事協議事項

「防災街区整備地区計画の区域、地区防災施設の区域、特定地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域、地区の細区分の区域は、計画図表示のとおり」

理由：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法という。）改正に伴い、風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため地区計画を変更する。

変更概要

南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画				
	事項	旧	新	摘要
特定建築物地区整備計画	建築物の用途の制限	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第5号から第8号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風営法の改正に伴う変更
防災街区整備地区整備計画	建築物の用途の制限 (近隣商業地区)	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第5号から第8号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風営法の改正に伴う変更

